

岩手県告示第152号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課及び盛岡広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

令和3年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 水系名 北上川
- 2 河川名 雫石川